

## 2. 防災・減災対策について

### (2) 空調設置による避難所機能の強化について



避難所に指定された公共施設や学校体育館等への空調設置による避難所機能の強化について伺います。

体育館は、日常的に式典行事や地域活動の拠点として利用される上、災害時には、多くの地域住民を長期間受け入れることが、想定されます。長期にわたる避難生活

では、空調管理が極めて重要であり、空調設置は、喫緊の課題となっています。

現在、市町村においても、公共施設とともに多くの小中学校の体育館が避難所に指定されています。これらの公共施設には、設置されているところもありますが、学校の体育館にはほとんど整備されていない状況です。学校の体育館での避難生活は、暑さ対策の他、物資の供給や避難所の健康問題等対応すべき多くの課題があり、市町村はいつ起こるかわからない災害に対して準備を急いでいます。

県民を守る、避難者の生活環境を改善する、こういった視点からも体育館を始めとする避難所施設への空調設置について、市町村に対し、県として積極的に支援すべきと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

あわせて、教育長に伺います。

県立学校においても多くの体育館が避難所に指定されています。体育館への空調設置状況と今後の対応策についてお聞かせください。

#### 【知事の答弁】

災害が発生した際、市町村が指定する避難所には、多数の住民が避難することも想定されることから、市町村には、避難所における良好な生活環境の確保に努めることが求められる。

平成28年10月に「緊急防災・減災事業債」の対象事業が拡充され、避難所に空調を整備する経費についても、活用することが可能となった。

この起債は、平成32年度までの時限措置で、100%起債が可能で、うち、70%

が交付税として措置される。県では、この起債を活用して避難所への空調設置を積極的に進めるよう、副市町村長会議や市町村防災担当課長会議、さらに担当職員が個別に市町村を訪問した際に、助言している。

現在、この起債を活用し、15市町村が23施設に空調設備を設置している。

今後も、市町村に対し、県内の「緊急防災・減災事業債」の活用事例を詳しく説明するなど、体育館をはじめとする避難所の良好な生活環境の確保が徹底されるよう、しっかりと助言していく。

### 【教育長の答弁】

現在、県立学校において、体育館が避難所として指定されている学校は89校であるが、空調を設置しているところはない。

体育館への空調設置については、構造上大規模空間であることや断熱性が不十分であることなどから、機器の設置場所やその選定、更には費用対効果など解決すべき様々な課題がある。

このため、今後は、防災機能を強化していく観点から、他県の先行事例或いは断熱性や機器の効果的・経済的な施工事例等について調査しつつ、関係部局とも連携を図りながら研究していく。

また、国に対しても、県立学校の空調整備に係る経費の負担軽減に繋がる継続的な措置について、強く要望していく。